

# 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成28年4月27日  
初等中等教育局教科書課

文部科学省では、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）の改正を予定しています。

つきましては、行政手続法第39条に基づき、上記省令の改正案について、パブリックコメント（意見公募手続）を行いますので、御意見がございましたら、以下の要領にて御提出ください。

## 【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

## 【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付はできませんので、御了承ください。)
- (2) 提出期限 平成28年5月26日 必着
- (3) 宛先  
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局教科書課 宛  
FAX番号：03-6734-3739  
電子メールアドレス：pckentei@mext.go.jp  
(判別のため、件名は【無償措置法施行規則改正案への意見】としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。)

## 【3. 意見提出様式】

「無償措置法施行規則改正案への意見」

- ・郵便番号（任意）
- ・住所（任意）
- ・氏名（任意）
- ・連絡先電話番号（任意）
- ・連絡先メールアドレス（任意）
- ・意見（必須）

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合、取りまとめの都合上、論点ごとに別様としてください（1枚1意見、1メール1意見としてください。）。

## 【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(初等中等教育局教科書課)